

鹿児島工業高等専門学校専攻科における特別研究指導教員及び授業担当教員の資格基準

平成15年9月19日

校長 裁定

鹿児島工業高等専門学校教員選考規則第17条の規定に基づき、専攻科における特別研究指導教員及び授業担当教員の資格を以下のとおり定める。

第1条 特別研究指導教員（大学との連携教育プログラムに係る教育課程表の特別研究のみを担当する場合を除く。）は、学修総まとめ科目の指導を担当する者として独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の審査（以下「教員審査」という。）を受け、認められた者とする。

2 前項の教員審査の届出に関し必要な事項は、別に定める。

第2条 授業担当教員は、短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則第2条第1項第4号に規定する資格を有し、かつ、専攻科に開設する授業を担当するのにふさわしい専門的知識・業績を有している者とする。

第3条 特別研究指導教員及び授業担当教員の認定は、専攻科委員会の審査を経て校長が行う。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。